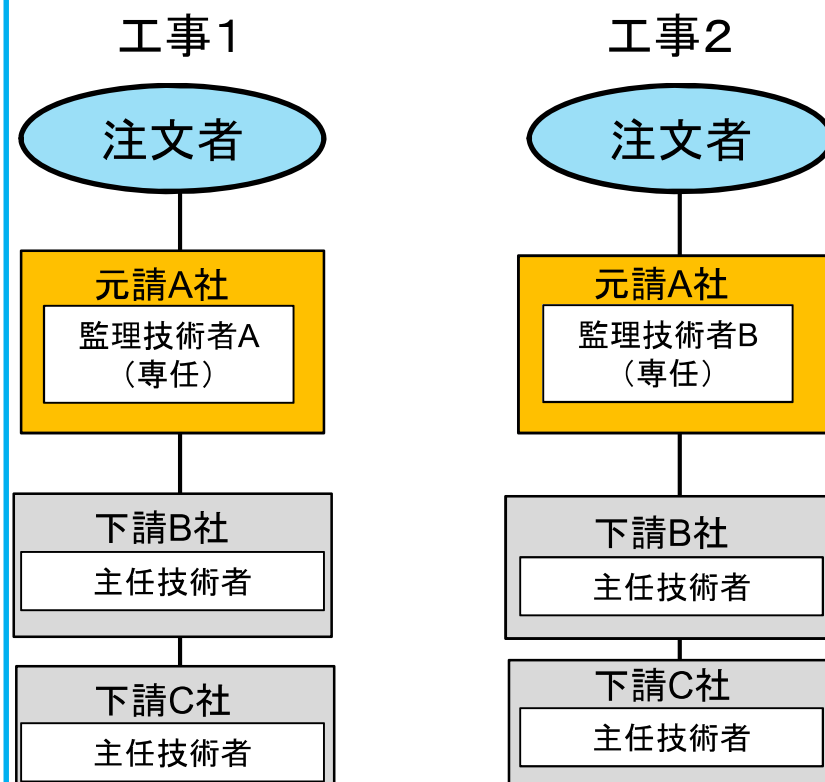


# ○ 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

## 【現 状】

・建設工事の請負代金の額が3500万円(建築一式工事にあつては7000万円)以上である場合については、監理技術者は現場に専任のものでなければならない。



## 【改正後】

・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任でおいた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)

